

令和5年度福山市立福山高等学校入学者選抜一次選抜実施要項

〒720-0843 福山市赤坂町赤坂910番地

TEL (084) 951-5978 FAX (084) 951-6518

URL <http://www.edu.city.fukuyama.hiroshima.jp/kou-ichifuku/>

1 選抜の趣旨

令和5年度福山市立福山高等学校入学者選抜は、夢の実現に向けて主体的に学ぶことができる意欲と能力、創造的・論理的に考え、そのことを適切に表現する力、他者や社会に関心を持ち、積極的にかかわっていかうとする意欲・態度等を判定して行うものとし、「令和5年度福山市立福山高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」により実施する。

2 課程、学科、定員及び通学区域

| 課 程 | 学 科 | 定 員 | 通 学 区 域 |
|-------|-------|------------------------------------|---------|
| 全 日 制 | 普 通 科 | 入学定員（200人）から併設型中学校からの入学予定者の数を除いた人数 | 広島県一円 |

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針

(1) 教育目標

旺盛な探究心、豊かな創造力、柔軟な思考力を育み、課題の解決に向け粘り強く挑戦する生徒の育成

(2) 育てたい生徒像（グラデュエーション・ポリシー）

ア 積極的に地域や社会に働きかけ、課題を発見し、よりよい価値の創造に向け努力する生徒

イ 多様性を認め合う寛容さをもち、互いの思い・考えを大切にしながら協働する生徒

ウ 心身ともに健康で、困難に負けず粘り強く挑戦し続ける生徒

(3) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

ア 海外留学や国際交流等を通じて、世界の文化や多様な価値観に触れ、自分の視野を広げたいという意欲を持った生徒

イ 困難に直面しても、あきらめない向上心を持ち、様々なことにチャレンジしたいと思っている生徒

4 学科の目標及び教育課程

中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育を行うことを目標とし、卒業までに修める単位は、概ね次のとおりである。

〔本校の令和5年度入学者の教育課程（予定）〕

| | | | | | | | | |
|-----|-------|------|-----------|-------|------|------|------|-------|
| 教 科 | 国 語 | 地理歴史 | 公 民 | 数 学 | 理 科 | 保健体育 | 芸 術 | 外 国 語 |
| 単位数 | 13～17 | 7～11 | 2～6 | 16～19 | 9～18 | 9 | 2～10 | 17 |
| 教 科 | 家 庭 | 情 報 | 総合的な探究の時間 | | | | | |
| 単位数 | 2～4 | 3～5 | 3 | | | | | |

5 募集

(1) 出願資格

次のアからオまでのいずれかに該当する者が出願できる。

ア 中学校を卒業した者

イ 令和5年3月に中学校を卒業する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ 令和5年3月に学校教育法施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者

オ 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和5年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和5年3月31日までに満15歳以上に達する者

(2) 入学者選抜による定員

入学者選抜による定員は、福山市立福山高等学校の入学定員（200人）から併設型中学校の第3学年か

らの入学予定者の数を除いた人数である。

後日、具体的な入学者選抜による定員を公表する。

6 出願

(1) 方式

ア 福山市立高等学校の通学区域に関する規則により、保護者の住所が次の通学区域に属する者が出願できる。

| | |
|------|-------|
| 通学区域 | 広島県一円 |
|------|-------|

イ 通学区域以外に居住の者（調整措置）

入学定員に対し、当分の間、100分の10の範囲内で、保護者の住所が通学区域に属さない者の入学を認める。ただし、通学区域内から学力検査を受ける者が入学定員に満たない場合には、入学定員の範囲内で通学区域外からの入学を100分の10を超えて認めることができることとする。

ウ 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

(2) 期間

ア 出願登録

令和5年1月25日（水）から2月10日（金）正午まで。

イ 志願変更

令和5年2月14日（火）から2月20日（月）正午まで。必要書類を期間内に、持参により提出すること。受付時間は最終日を除き、9時から16時までとする。（ただし12時から13時までを除く。）

ウ 調査書等提出

令和5年2月14日（火）から2月21日（火）正午まで。受付時間は最終日を除き、9時から16時までとする。（ただし12時から13時までを除く。）

出身中学校長が郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、2月20日（月）までに必着するように提出すること。

(3) 手続

手続は、インターネット出願システムにより行う。

詳細については、「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システムの手引（中学校等用）」及び「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜インターネット出願の手引（志願者用）」を参照すること。

ア 出願登録

(ア) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、(2)アの期間内にインターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)アの期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、2月20日（月）正午までに、入学者選抜料（2,200円）を納付する。

なお、志願変更（イを参照）を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。

(イ) 出身中学校長

a 確認登録

出身中学校長は、(2)アの期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、2月20日（月）正午までに、志願者が入学者選抜料（2,200円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 志願変更

志願者は、1回に限り志願変更を行うことができる。ただし、出願登録の取下げ後、本校に再び出願することはできない。

志願変更をする場合は、(2)イの期間内に、次により出願登録の取下げ及び再登録を行う。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

(ア) 志願者

a 志願変更願の提出

志願変更を希望する者は、志願変更願（様式第7号）に必要事項を記入し、出身中学校長に提出する。

b 入力事項の訂正

再登録をする者は、本校校長が確認解除をした後、インターネット出願システムで高等学校名等変更すべき箇所を訂正し、ア(ア)の手続に準じて、出身中学校長の確認登録を受ける。

c 書類の訂正及び提出

再登録をする者は、出身中学校長を経由して返却された書類がある場合には、高等学校名等変更すべき箇所を訂正（朱書）し、所定の期間内に、出身中学校長に提出する。

(イ) 出身中学校長

a 志願変更届の提出

出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがないことを確認の上、本校校長にこれを持参により提出する。

b 確認登録

出身中学校長は、ア(イ)の手続に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

c 書類の返却及び提出

出身中学校長は、本校校長から返却された書類がある場合には、それを受け取り、志願変更をする者に返却する。また、志願者から提出された書類を所定の期間内に、志願変更先高等学校長に持参により提出する。

ウ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)ウの期間内に、本校校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。ただし、令和4年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 学校教育法施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第2号）

② 評定（成績評点）集計表（様式第3号）

エ 受検票の作成及び印刷

(ア) 受検票の作成

本校校長は、(2)イの志願変更期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録をした後、令和5年2月20日（月）16時30分までに受検番号の採番を行う。なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(イ) 受検票の印刷

志願者は、受検票をダウンロードし、印刷する。

オ 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校ホームページへの掲載により行う。

(ア) 2月10日（金）正午現在の志願者数を同日15時に公表する。

(イ) 2月14日（火）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月15日（水）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月16日（木）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月17日（金）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月20日（月）正午の志願者数を同日15時にそれぞれ公表する。

7 選抜

(1) 学力検査

自校作成問題により学力検査を実施する。

ア 学力検査は、志願者全員に対して行う。

イ 学力検査の実施教科は、国語、数学及び外国語（英語）とする。

※ 学力検査の外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

ウ 学力検査の実施時間は、各教科50分とする。

エ 学力検査の各教科の配点は、100点とする。

(2) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官1人当たり15点満点とする。

本校の自己表現の配点は、30点とする。

(3) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

(4) 実施期日、時間割等

| 2月27日(月) | | | 2月28日(火) | 3月1日(水) |
|----------|----------------|---|----------|---------------|
| 時 限 | 時 刻 | 検査教科等 | 検査等 | 検査等 |
| | 8:50 9:20 | 集合・注意 | 自己表現 | 予備日 (自己表現) |
| 第1時限 | 9:30 10:20 | 国 語 | | |
| 第2時限 | 10:40 11:30 | 数 学 | | |
| 第3時限 | 11:50 12:40 | 英 語 | | |
| 第4時限 | 13:30 14:00 | 自己表現カードの記入 | | |
| | 14:05 14:10 | 中学校過年度卒業の志願者、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の志願者対象の面接に関する説明 | | |
| | 14:20 ~ | 中学校過年度卒業の志願者、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の志願者対象の面接 | | |

※ 第1日の集合は、本校大望館ホールとする。上履きを持参すること。

※ 本校は、自己表現について、原則として、第2日(2月28日(火))に実施する。ただし、志願者数によっては、第3日(3月1日(水))にも実施する場合がある。

自己表現の集合時間は、2月24日(金)12時に本校ホームページに掲載する。

※ 中学校過年度卒業の志願者、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の志願者については、14時05分からの説明の後、14時20分から面接を実施する。

(5) 実施場所

本校

(6) 携行品

ア 学力検査時の検査場内への携行品

受検票のほか、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

| |
|--|
| <p>① 鉛筆、シャープペンシル ② 鉛筆削り ③ 消しゴム ④ 定規(分度器のついたものや三角定規は不可) ⑤ 時計(スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可) ⑥ ティッシュ(袋又は箱から中身だけ取り出したもの)</p> |
|--|

①から⑥以外の物品(携帯電話、コンパス等)を持ち込むことはできない。また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。ただし、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を提出することで、①から⑥以外の物品の持込みが認められる場合がある。

各教科の検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなす。

不正行為を行った場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

イ その他の持参物

弁当(第1日のみ)、上履き、下履きを入れる袋

(7) 学力検査受検上の留意事項

- ア 受検票は、机上の前方に置き、監督者が見やすいようにする。
- イ 受検中は、他の受検者と話をすることや、他の受検者から物品を貸借することは認められない。
- ウ 問題の内容にかかわる質問は認められない。ただし、印刷の不鮮明なものについては監督者に申し出る。
- エ その他、本校校長から指示がある場合には、それに従うこと。

8 合格者の決定

- (1) 自校作成問題による学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は6：2：2とし、自校作成問題による学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。
- (2) 中学校過年度卒業の志願者、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の志願者の面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。
- (3) 自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

9 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

- (1) 定員は、入学定員外で2人以内とする。
- (2) 選抜は、「令和5年度福山市立福山高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき行う。

10 合格者の発表

- (1) 合格者の受検番号を、令和5年3月9日（木）10時から令和5年3月10日（金）正午まで、本校正面玄関前に掲示するとともに、ホームページに掲載する。電話による問い合わせには応じない。
(本校ホームページ <http://www.edu.city.fukuyama.hiroshima.jp/kou-ichifuku/>)
なお、受検者本人の選抜結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は、令和5年3月9日（木）10時から令和5年3月10日（金）正午までとする。
- (2) 合格通知書及び請書・辞退届は、出身中学校長を経由（中学校卒業後5年を超える者を除く。）して合格者本人に交付する。
中学校卒業後5年を超える者については、本校で手交する。
- (3) 合格者は、令和5年3月10日（金）正午までに、請書又は辞退届を本校校長に提出しなければならない。この日時までに提出がない場合は、入学の意思がないものとして取り扱う。

11 繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰り上げて合格者を決定する場合がある。

なお、その場合には、令和5年3月10日（金）13時までに、出身中学校長を経由（中学校卒業後5年を超える者を除く。）して受検者本人に連絡する。

12 特別措置の申請等

(1) 特別措置の申請

志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧を必要とする者、英語の実音聴取による受検が困難な者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次により申請を行う。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

- ア 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を令和4年12月1日（木）までに出身中学校長を経由して、福山市教育委員会に提出し許可を得る。
- イ 機器等による検査問題の閲覧を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和4年12月1日（木）までに

身中学校長を経由して、福山市教育委員会に提出し許可を得る。

ウ 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和5年1月6日(金)までに出身中学校長を経由して、福山市教育委員会に提出し許可を得る。

エ アからウ以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を6(2)アの期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

本校校長は、提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを2月10日(金)までに福山市教育委員会に提出し協議する。

(2) 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書(様式第6号)を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、6(2)ウの期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、6(2)ウの期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

13 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を行うこと。

14 やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

| | 事 由 |
|-------------|--|
| 大規模災害による罹災等 | ○検査当日の風水震災その他の非常災害による交通遮断等。 |
| 疾病 | ○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。 |

上記の表にかかわらず、生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、一次選抜を欠席した者を対象とした追検査(新型コロナウイルス感染症に係る追検査)については別に定める。

(1) 手続

「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を令和5年3月2日(木)正午までに行うこと。

(2) 選抜

ア 検査方法

自己表現及び小論文

イ 実施期日及び時間割等

| 3月6日(月) | | |
|---------|----------------|------------|
| 時 限 | 時 刻 | 検 査 等 |
| | 9:00 9:20 | 集合・注意 |
| 第1時限 | 9:30 10:00 | 自己表現カードの記入 |
| 第2時限 | 10:20 11:10 | 小論文 |
| 第3時限 | 11:30 ~ | 自己表現 |

※ 集合は、本校大望館ホールとする。上履きを持参すること。

ウ 実施場所

本校

エ 携行品

① 追検査受検承認（不承認）通知書

② 一次選抜における携行品

オ 合格者の決定

調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

なお、自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

合格者は一次選抜の定員に含めて決定する。

15 新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症等に関する感染予防の留意点

ア 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症等への感染予防（手洗い、咳エチケット〔マスクの着用〕、3つの密〔密閉・密集・密接〕の回避等）に気を配り、体調管理に努めること。

イ 入学者選抜当日は、マスクを持参し、検査中を含めてマスクを着用すること。

ウ 検査当日、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

エ 入学者選抜当日の朝に、必ず検温をすること。37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合は、医療機関を受診すること。この場合、当日の受検はできない。ただし、当日、37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合でも、前日までに医療機関を受診して、PCR検査の結果が陰性である場合又はPCR検査の必要がないと診断された場合は、別室での受検となる。この場合は、当日、出身中学校又は本校に申し出ること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る追検査について

生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、一次選抜を受検できない者に対して、追検査を実施する。

追検査（3月6日（月）実施）を受検できる者は追検査（3月6日（月）実施）の受検となり、追検査（3月6日（月）実施）を受検できない者は新型コロナウイルス感染症に係る追検査（3月17日（金）実施）の受検となる。新型コロナウイルス感染症に係る追検査の検査方法等については別に定める。

16 一次選抜の結果に係る簡易開示について

(1) 開示内容

ア 自校作成問題による学力検査における各教科の得点及び合計

イ 自己表現の総得点

ウ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(2) 開示請求対象者

一次選抜の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）

(3) 本人等であることの確認

令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項104ページに示す書類の提示により確認する。

なお、受検票は本人を確認する書類の一つとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

(4) 開示期間

令和5年3月20日（月）から4月19日（水）までとする。（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）

受付時間は原則として9時から16時までとする。（ただし、12時から13時までを除く。）

(5) 開示場所

本校（受付窓口は事務室）

(6) 開示手続

ア 請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、本校において口頭で開示の請求をする。

イ 本校校長は、上記書類により請求者が正当な請求者であることを確認した後、原則として閲覧により開示する。ただし、請求者が了解する場合は、口頭により開示することもできる。

17 二次選抜の実施

二次選抜の実施の有無及び実施する場合はその定員の公表を、令和5年3月13日（月）10時に本校玄関への掲示及び本校ホームページ（<http://www.edu.city.fukuyama.hiroshima.jp/kou-ichifuku/>）への掲載により行う。

18 その他

- (1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき行う。
- (2) 志願について虚偽の事実(学歴・通学区域・調査書等)があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。
- (3) 選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。
- (4) 詳細については、「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」によるが、不明なところは本校事務室に問い合わせること。